

## 【送迎用バスの安全装置の設置について】

### (質問)

市議案第1号令和4年度豊中市一般会計補正予算第16号について伺います。今回の補正予算は、施設の送迎用バス内において、児童の置き去りを防止するため、安全装置を設置するためのものとのこと。まず、今回の事業の対象となる施設及び対象となる車両を、対象とならないケースも例示しながら、詳しく教えて下さい。また、国の省令やガイドラインでは、送迎用バスの安全装置については、義務なのか努力義務なのか、併せて、設置しない場合の罰則規定はどのように規定されているのか、教えて下さい。今回、市が設置対象として予算計上されている保育所等80台、障害児施設通所140台、児童発達支援・放課後等デイサービス事業1台、単独通所事業2台の計223台は、どのような方法で把握や確認が行われたのか、教えて下さい。さらに、今回の事業対象となる車両には、いつ頃までに安全装置の設置が完了すると見込んでおられるのでしょうか。全国の送迎用バスに一斉に安全装置の設置が実施されるとなると、商品の入手が困難になったり、設置作業等に少なからず期間や時間を要し、各施設に不便や負担等の影響が生じることは考えられないのでしょうか。

### <答弁>

送迎用バスの安全装置設置に係る経費の補助対象は、保育所等及び障害児施設等で使用する送迎用のバス及び自動車となりますが、2列シートで園児の見落としの恐れがないと考えられる車両等は対象外です。

次に設置義務についてですが、昨年末に公布された国の関係府省令の改正により、送迎用バス及び自動車を運行するときは、園児の見通しを防止する装置を備え、降車時に園児の所在確認することが義務付けられています。また、関係部局の指導監査等において、適切に対応が行われているかを確認し、この義務に違反した施設は改善勧告等の対象となり、改善が見られない場合は、事業停止命令及び罰則の対象になり得るとされています。

次に、バス及び自動車の台数については、本市が各施設に対して調査を実施し、バス等の台数を確認した上で、予算計上したものです。

安全装置の設置は、国の経過措置により令和6年3月末までに設置するよう義務付けられていますが、本市としましては、設置義務付けの趣旨を踏まえ、出来る限り本年6月末までの設置に努めて頂くよう、各施設に周知していきます。

なお、内閣府が公表している補助対象となる安全装置リストは随時更新され、装置の増加が見込まれております。このため、現段階では安全装置の入手が困難となる可能性は低いものと考えておりますが、各施設の設置状況に応じて、国に対して、補助制度の充実が図られるよう引き続き求めてまいります。

### (質問)

今後、新たな車両の導入や車両の更新、もしくは装置が故障した際に、装置の設置が必要となった場合の費用の負担についても国が補助することになっているのでしょうか。

**<答弁>**

今回の補助は、令和5年度末までに新たに設置するものが補助対象であり、そのため、令和5年度中の機器の更新は対象外となります。

現段階では、令和6年度以降も国が継続して補助を実施するかどうかは未定でございますが、今後も引き続き国の動向に注視してまいります。

**(質問)**

安全装置の設置の義務付けはあっても、今回の設置に限り国が全額補助するだけで、今後の設置や補修等に係る費用負担は事業者負担となるのであれば、安全装置の設置が一過性のものになったり、滞ることになり、今回の教訓が全く活かせず、今後、新たな人為ミス等で悲惨な事故や事件が繰り返される可能性を懸念しますが、市の見解を教えてください。また、今後の安全装置の設置や補修に対して、国が補助しない場合、市は何らかの対応を検討されるのか、教えてください。

**<答弁>**

安全装置の設置のほか、乗降者の際の園児等の所在確認が義務付けられることにより、これまで以上に各施設で安全対策が推進されるものと考えますが、関係部局による指導監査、各施設からの相談対応や情報提供などを通じ、さらなる事故防止の徹底に努めてまいります。国が継続して補助を実施しない場合、現在のところ、本市独自の補助を行うことは予定しておりませんが、今後の国の動向を踏まえて判断してまいりたいと考えております。